

デイサービス偕生（指定地域密着型通所介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置するデイサービス偕生（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、浜田市、浜田地区広域行政組合、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 4 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

（事業の運営）

第3条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の職員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス偕生
- (2) 所在地 島根県浜田市黒川町 196-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、特別養護老人ホーム偕生園施設長兼務）

管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対して、指定地域密着型通所介護の実施に関し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 3名（常勤、うち2名は介護職員と兼務）

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための相談・支援、他の職員に対する相談助言及び技術指導、他の職員と協力して地域密着型通所介護計画の作成、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員又は介護職員

ア 介護職員 5名（常勤2名、非常勤3名）

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

イ 看護職員 2名（常勤1名、非常勤1名、機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、利用者の健康状態の把握を行う。

(4) 機能訓練指導員 2名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで（ただし、12月29日から1月3日までを除く）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後3時45分まで

（利用定員）

第7条 事業所の利用定員は1日18名とする。

（指定地域密着型通所介護の内容）

第8条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 第9条の介護計画の作成

(2) 通所サービス

利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

ア 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

- ① 移動の介護
- ② 養護（静養）
- ③ その他必要な介護

イ 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

ウ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

- ① 運動機能回復訓練
- ② レクリエーション
- ③ グループ活動
- ④ 行事活動
- ⑤ 園芸活動

エ 食事介助

- ① 昼食の提供
- ② 食事の準備、後片付け
- ③ 食事摂取の介助
- ④ その他必要な食事の介助

オ 入浴介助

- ① 入浴又は清拭
- ② 衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ③ その他必要な入浴の介助

カ 排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

キ 送迎支援

利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

(3) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

ア 日常生活に関する相談、助言

イ 福祉用具の利用方法の相談、助言

ウ 住宅改修に関する情報の提供

エ その他必要な相談、助言

(介護計画の作成)

第9条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するものとする。

2 管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成し、必要に応じて変更するものとする。

3 管理者は、介護計画の作成に当たっては、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得ることとする。

4 管理者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付することとする。

5 職員は、それぞれの利用者について、介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(利用料等)

第10条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けることとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

650円（おやつ代を含む）

(2) 紙おむつ 代替品での返却

(3) 趣味活動において必要とする材料費等 実費

(4) 利用者の都合によるキャンセル時費用

ア 利用日の前日までのキャンセル 費用なし

イ 利用日当日の午前8時30分までのキャンセル 食材料費 350円

ウ 利用者の都合で、サービスの終了時間を早めた場合 1日の利用料金の全額

4 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

- 5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名及び押印を受けることとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名及び押印を受けることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 旧浜田市内
- (2) 旧那賀郡金城町の七条及び下来原

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者及びその家族は、指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

- 2 利用者は、事業所の職員の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- 3 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
- 4 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らすこと。
- 5 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこととする。

(衛生管理等)

- 第 13 条 管理者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 管理者は、食中毒及び感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - 3 管理者は、職員に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、職員が必要な知識を習得するための措置を適切に講じるものとする。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

- 第 14 条 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 管理者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じるものとする。
 - 4 管理者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 15 条 管理者は、非常災害に備え、火災、風水害、地震等の災害に対する消防計画を定め、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 管理者は、職員に対し、前項の消防計画について周知徹底するものとする。

(苦情処理)

- 第 16 条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族から苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領（平成 21 年 6 月 15 日要領第 4 号）の定めるところによる。

(秘密保持等)

- 第 17 条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た利用者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

- 2 管理者は、事業所が保有する利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成 17 年 5 月 25 日規程第 1 号）に基づき、適切に管理するものとする。

（虐待防止及び身体拘束廃止に関する事項）

第 18 条 管理者は、利用者に対する虐待の防止及び身体拘束を廃止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 前項に規定する委員会についての必要な事項及び緊急やむを得ない場合に行う身体拘束の手続き等については、管理者が別に定める。

（地域との連携等）

第 19 条 管理者は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、浜田市の職員又は圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

（記録の整備）

第 20 条 管理者は、事業所の設備、職員及び会計に関する記録、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程（平成 18 年 3 月 23 日規程第 6 号）に定める期間保存する。

附則

この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 28 年 3 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は平成 30 年 6 月 11 日より施行する。

附則

この規程は平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

附則

この規程は令和元年 10 月 1 日より施行する。

附則

この規程は令和 2 年 10 月 12 日から施行する。

附則

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。